様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22 年 5 月 5 日現在

研究種目： 基盤研究（C）
研究期間： 2006～2009
課題番号： 18520564
研究課題名（和文） 西ドイツ「第二の建国期」におけるドイツ社会民主党の変容
研究課題名（英文） The Transformation of the German Social Democratic Party in the Era of “The Second State's Founding” in West Germany

研究代表者
安野　正明（YASUNO MASAAKI）
広島大学・大学院総合科学研究科・教授
研究者番号：80202365

研究成果の概要（和文）：西ドイツの建国は 1949 年だが、当初は権威主義的で反民主主義な 1933 年以前からの政治文化との連続性が強く、戦後民主主義の定着は自明だったのではなかった。政治文化の本質的変化を伴いつつ民主主義が根付いた「第二の建国期」と言うべきは 1960 年代で、そのテーゼを裏付ける様々な社会分野の変動と近代化プロセス、また 1968 年の抗議運動のインパクトを分析した。また、ドイツでの未刊行一次史料の発掘を行いつつ、1960 年代ドイツ社会民主党史の実証研究を進め、「研究成果」に記すようにいくつかの不適切な定説を修正した。

研究成果の概要（英文）：West Germany was founded in 1949. At the beginning, however, the continuity with the authoritarian and antidemocratic political culture before 1933 remained strongly and the firm establishment of democracy was uncertain. In the 1960's, in the era of so called “the second state's founding”, the own democracy in West Germany was well established with essential change of political culture. In order to confirm the thesis, I analyzed the social changes and the process of the modernization in the 1960's, among others the impact of protest movements of 1968. As the main work, I collected the unpublished primary sources in Germany and continued the research on the German Social Democratic Party in the era of “the second state's founding”. I have corrected some accepted improper theories, as written in the “study results”.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合　計
2006 年度	1,100,000	0	1,100,000
2007 年度	700,000	210,000	910,000
2008 年度	700,000	210,000	910,000
2009 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総　計	3,100,000	600,000	3,700,000

研究分野：人文学
科研費の分科・細目：史学・西洋史
キーワード：戦後ドイツ、社会民主党、1960 年代

１．研究開始当初の背景

研究課題を申請した頃、数年にわたって1950 年代末までの戦後復興期における戦後ドイツ（西ドイツ）政治史、特にドイツ社会民主党（SPD）の党改革を研究していた。1945年のドイツ社会民主党再建から「党改革の頂点」と一般に評価されている 1959 年のゴーデスベルク綱領制定までをまとめた研究、「戦後ドイツ社会民主党の党改革実現過程－党再建からゴーデスベルク綱領制定まで」は東京大学大学院総合文化研究科より博士（学術）の学位を受け、平成 16 年 2 月に『戦後ドイツ社会民主党史研究序説』（ミネルヴァ書房）として出版された。

この研究を終えて、確かに 1959 年のゴーデスベルク綱領制定は戦後ドイツ社会民主党史における一つの大きな区切りではあるが、ここで社会民主党史研究を打ち切るべきではなく、政権担当政党に成長した 1960 年代の社会民主党まで研究を延長すべきと考えた。

また、一次史料に対するアクセス可能性を考えると 1960 年代の戦後ドイツ史の実証的歴史研究は十分取り組める状況にあるにもかかわらず、わが国では本格的な歴史研究の対象にまだなっていないという克服されるべき状況があった。1960 年代は日本でも高度経済成長による大きな社会変動の時代であったが、ドイツではその時代を「第二の建国期」と評価している研究が出ており、1960 年代について日本とは違った位置づけがなされているのではないかと関心を持った。

２．研究の目的

(1) 西ドイツにおける民主主義の定着と「第二の建国期」に関する分析

現在のドイツにおける民主主義にも、多くの問題が指摘される。しかし、現代ドイツの民主主義が不安定化し、崩壊の危機にさらされることはもはや考えられない。ただ「民主主義の定着」についてはサクセス･ストーリーとして語られるが、定着に至るプロセスは、あたかもこれが当初から自明の帰結であったかのごとく捉えられているのか、深く掘り下げて分析されていない。

だが、1949 年の西ドイツ建国時の政治文化に関する研究を読むと、後述するように、西ドイツにおける民主主義の確立は決して自明の、平坦な道ではなかったと思われる。いつごろから、どのような経緯で、「1945 年以前からの断絶」が明確な民主主義が西ドイツに定着したと言えるのか。それを考究することが、本研究課題の第一の目的であった。この考察に際しては、近年のドイツの研究で1960 年代を「第二の建国期」と捉える論考が現れていることに注目して、1960 年代の分析を進めた。

(2)「第二の建国期」におけるドイツ社会民主党に関する考察

①これまで進めてきた戦後ドイツ社会民主党史研究は、この政党の内部を深く分析したが、それを取り巻く西ドイツ社会全体の変化と関連づけた分析は不十分であった。この反省に立って、「第二の建国期」における社会民主党史を考察する。特に「1968 年運動」との関連に関心を持った。

②この研究計画に取り組むまでは、1959 年のゴーデスベルク綱領制定後の変化は今後の課題として本格的には取り組んでいなかったので、ゴーデスベルク綱領を頂点とした党改革を受けて、1960 年以後の社会民主党がどのように変わっていったのか、その変化をどう捉えるべきかを考察したい。

社会民主党は 1966 年に保革大連立政権のジュニア・パートナーとして戦後初めて政権に参画し、1969 年にはブラントを首相にして本格的な政権交代を成し遂げた。1960 年にブラントが首相候補になってからの発展のプロセスは、1959 年の党改革成功の帰結であると捉えられるのが一般的であるが、党改革成功と政権政党への飛躍を単純に結びつけてよいものかを吟味しつつ、1960 年代の社会民主党史に取り組む。

３．研究の方法

1960 年代のドイツについては、先駆的な政治学的分析に優れた研究はあったが、実証的な歴史研究の蓄積は日本では乏しかった。しかしドイツでは 1960 年代を対象とした実証的な歴史研究や史料集が続々と刊行されており、実証的歴史研究を可能にする環境が近年は整ってきた。

研究目的に沿った研究を進めるために最も重要な作業は、ドイツのボンに在るドイツ社会民主党文書館における史料収集であった。本研究は、刊行された文献および未刊行の文書館史料に基づき、それらを熟読・分析することによって史実を明らかにしつつ、研究課題に答えるという実証研究の方法を取った。

４．研究成果

(1) 西ドイツにおける「第二の建国期」という捉え方について

ドイツには根深い反民主主義的政治文化

があったが、第二次大戦後の西ドイツには民主主義が定着して現在に至っている。それは否定できない事実であるが、「民主主義の定着という成功」は占領改革の結果として大きな困難と抵抗なく達成された、1949 年の西ドイツ建国の時点から定まっていた帰結である、と捉えられることが一般的であろう。

しかし最近のドイツでの研究では、ともすると疑問なく抱かれそうな、そのような見解が支持できないことを示している。すなわち、軍政が終了し西ドイツが発足した後もしばらくの間は、ワイマル時代の議会に対する失望を引きずった「反議会主義」、政党への権力集中とナチ独裁を結びつけての「反政党支配」、そして政治における大衆動員を嫌悪する「反大衆民主主義」はかつて考えられていたよりは相当根強く残っており、ボン・デモクラシー（西ドイツの民主主義）の将来は必ずしも楽観的に展望はできなかったのである。意外なほどに、占領改革によってもドイツの伝統的な権威主義的政治文化、民主主義に対する反感は弱体化してはいなかったのである。

1950 年代のボン・デモクラシーは確かにワイマル・デモクラシーの繰り返しにはならず、制度的には憲法制定者達の意図通り「安定」の方向に向かってはいたが、1933 年以前からの権威主義的な政治文化との連続性が強かった。ゆえに「宰相民主主義」という言葉も生まれたと考えられるが、(2) 以下に言及する分野や団体の 1960 年代における変化、加えて「1968 年運動」が与えたインパクトの分析を通じて 1960 年代における社会変動を考察した。

その結果、1933 年以前からの政治文化の本質的変化を伴った民主主義の定着が確認できるのは 1960 年代になってからであり、それを指して「第二の建国期」という概念を用いるのは適切であると判断した。

(2) 1960 年代の「ダイナミックな近代化」

①特定の時期だけをもっぱら研究するのは適当ではなく、20 世紀全体を通底する近代化と近代化の矛盾を問題とすべきだが、20 世紀全体の中でも 1960 年前後に「ダイナミックな近代化」と言うべき政治文化的変化が始まり、1960 年代に全面的な展開を遂げていたことが確認できた。

②紙幅の制約上、ここに網羅的に示すことはできないが、この時期の社会構造の変化を示す指標は数多くある。

たとえば、1950 年時点では全就業者の 25 パーセントが農業に従事していたが、1970 年には 9 パーセントに減っていた。労働者が被雇用者全体に占める割合は 1955 年でまだ 51 パーセントと高い比率を占めていたが、1970 年には 47 パーセントと減少し、職員・官吏が 23 パーセントから 36 パーセントへ増えた。1970 年以後の展開は職員・官吏が労働者よりも多数を占める過程であり、1960 年代が分水嶺となっている。

1960 年代は経済が拡大し、西ドイツの国民生活や社会が大きく変化した時代でもあった。たとえば、1960 年時点で自家用車は 450 万台、これは 1950 年当時の約 8 倍であったが、1960 年代の終わりにはさらにその約 3 倍の約 1300 万台に達し、西ドイツが本格的な自動車社会に移行したのは 1960 年代であった。家庭向け耐久消費財の普及も同様であった（たとえば、冷蔵庫は 1962 年に全世帯の 52 パーセントにしか普及していなかったが、1973 年には 93 パーセントが所有していた。）

また、1964 年は「男は仕事、女は家庭」に男性の 75 パーセント、女性の 72 パーセントが賛成していたが、1975 年には賛成が男性の 42 パーセント、女性は 35 パーセントに減っていた。このような指標は他にも多くあり、伝統的なドイツ社会との「社会史的な断絶」は占領期や 1949 年前後ではなく、1960 年代に顕著に見られる。

(3) 1949 年の西ドイツ成立後しばらくは社会の様々な分野に残っていた「戦前との連続姓」が、戦後史の展開の中でいつ頃根本的変化を遂げたかを、「第二の建国期」論の検証を念頭に置きつつ、下記の分野を中心に検討した。

①司法―ワイマル時代からナチ時代を経て、戦後に「連続姓」を強くもっていたものの代表として最右翼に挙げられるのは司法の世界であった。1962 年の「シュピーゲル事件」への対応を見ると、まだ官憲国家的かつ反民主主義的伝統から司法は逃れられていなかったが、そのような「西ドイツの司法の今」が「シュピーゲル事件」以後は批判の対象として意識されるようになった。

1950 年代までは司法改革論議は不在状況であったと言って過言ではなかったが、司法の公開性とナチ時代の司法をめぐる論争が司法界内部から提起され、1960 年代にそれまでにはなかった「司法の民主化・近代化」、西ドイツ基本法の精神に則った司法改革がスタートした。

1968 年の学生運動（「1968 年運動」）に対して司法に強硬な判断を求める圧力が政府からあったが、ドイツ裁判官連盟はそれを拒否した。政治介入に対する抗議を公然たる理由としたのではなく、待遇改善などの要求も掲げてではあったが、1968 年 5 月 15 日には約 1000 人の判事と検事が抗議集会を行った。この前代未聞の出来事は、司法の社会的役割をめぐる議論が 1950 年代とはまったく異なるものとなっていたことを示す。

また、大連立政権下で社会民主党のハイネ

マン内相が主導して行われた刑法改正、帝政時代の枠組みが残存していた刑法の改正を通じて権威主義的であったドイツ社会を自由化していこうという改革も、司法の変化に大きな影響を与えていた。

②労働組合と労働者文化－ドイツ労働組合総同盟(DGB)はワイマル時代とは異なり、組織的には統一された労働組合としてスタートした。しかしその実践を見ると 1954 年の挫折に終わった大規模ストライキまでは、ワイマル時代の労働組合が要求した「経済民主主義」に基づく「新秩序」との連続性の強い政治闘争、つまり資本主義という西ドイツの基本秩序に反対する「社会主義的」闘争を行っていた。

このような路線に反対し、統一労組の原則を重視する勢力（たとえば社会的カトリシズムの流れ）の批判を受け、1950 年代半ばから 60 年代にかけて転換が行われた。ただ DGB 全体として一挙に動いたのではなく、重要な役割を果たしたのは IG メタル（金属労組）のような有力な産業別労働組合で、「定期的な昇給、生産性向上促進と抱き合わせでの漸次的な労働時間短縮」を骨子とした成長促進型賃金政策を掲げた労働協約（Tarifvertrag)、一般に「ブレーメン協定」と呼ばれる新しいタイプの労働協約が 1956 年に締結された。

このモデルが 1960 年代に他の産業別労組でも一般化しており、DGB 全体としても 1960 年代にかつてのような「ブルジョワ国家に対する限定的反対勢力」から「西ドイツ国家との限定的協力勢力」へと変貌した。つまり、ワイマル時代までの階級闘争的行動の残滓が消滅した労働組合が確立したのは 1960 年代になってからであった。

また、これと関連して注目すべきと考えたのは、ワイマル時代までは強力に存在していたサブカルチャーとしての労働者文化の消長である。そのような労働者文化は、しばしばナチ時代に民族共同体の平準化政策によって消滅したと説明されるが、それは戦後史を研究せずに下された、誤った結論である。確かにワイマル時代までの労働者文化はナチ時代に極めて弱体化したが、1945 年以後復活の方向に向かった場や地域は少なからず報告されており、その解体と消滅は相当に緩慢な過程を経て、やはり 1960 年代に求められる。

③カトリック

一般にドイツ近現代史における二大ミリューとして、上記の労働者文化とカトリックが挙げられるが、両者を比較すればカトリック世界の方がより戦前との連続性が強く、1960 年代初頭までは近代化による社会変動の圏外に位置していた。しかし、1960 年代に入ってから状況は大きく変化していた。

1962 年に始まった第二バチカン公会議はカトリックの現代社会への新たな対応に道を開くと希望を持って迎えられたが、1968 年にローマ法王が妊娠中絶だけでなく避妊も認めない回勅を発した際のドイツ・カトリック信徒大会での不満の爆発、カトリック内部における公然たるコンフリクトの発生は 1950 年代には考えられなかったことで、1960 年代に入って生じたカトリック世界の変化を象徴的に示していた。

細かい数字の列挙は割愛するが、カトリックの教会脱退者数の変化、「自分は教会に忠実な信者である」と答える信徒の割合を跡づけると、1960 年代半ばから 1960 年代終わりにかけて「突然に」といって過言ではない激変として、カトリック教会の信徒に対する統合力の低下が現実のものとなっていたことが確認できる。

カトリックほど 1960 年代における西ドイツ社会の変動の影響を大きく受け、激しく動揺した集団・組織はなかったのではないかと思われる。これは 1960 年代、すなわち「第二の建国期」における西ドイツの社会変動がいかに大きかったか、またその変動がいかに強くカトリックを捉えていたかを示している。ドイツ人が急に宗教に無関心になったというのでは必ずしもないが、この変化はビスマルク時代の文化闘争の中で鋳造されたカトリックのミリュー、教会と信徒の一体性が、1960 年代の後半以後急速に解体していったことを示す。

このような変化が、カトリックにとってかつてのマルクス主義政党であった社会民主党を投票可能な選択肢にしていったことも看過すべきではない。社会民主党自身の変化もさることながら、1960 年代におけるこの政党の飛躍の一要因は、このようなカトリック・ミリューの解体にあった。

(4)「第二の建国期」におけるドイツ社会民主党の変化

この研究課題の補助金給付によって行った研究活動で最も重点を置いたのはドイツのボンに在るドイツ社会民主党文書館（Archiv der sozialen Demokratie）における史料収集であった。この文書館の未刊行一次史料は複写制限が厳しく、大量コピーを取って日本に戻って読むという進め方が出来ず、毎年文書館に赴き、現地で時間をかけて閲読した。

特に 1960 年から 1969 年までの、党幹部会常任幹事会(Sitzung des Parteipräsidiums)および党幹部会全体会議(Sitzung des Parteivorstandes)の膨大な議事録全体に目を通し、西ドイツ「第二の建国期」における社会民主党の変化を跡づけるに十分な史料を集めることができた。これは、この 4 年間に発表した論文に止まらず、今後 1960 年代

の社会民主党史研究をさらに深めるに際して極めて有用な蓄積となった。

紙幅に限りがあるので、史料を引きながらの実証研究はここでは展開できないが、今回の課題研究を通じて得られた知見、一般的な定説とは異なる 1960 年代社会民主党史に関わる論点を以下に摘記する。

①1969 年のブラント政権樹立、本格的な政権交代に至る 1960 年代社会民主党の発展をもたらした要因を分析する際、定説として 1960 年の二つの決定が重視されている。一つは、ヴェーナー副党首の議会演説によって告知された外交・防衛政策の転換、それまで批判していたアデナウアー外交の枠組みを受け入れて「与野党共同の外交・防衛政策」を提唱した政策転換である。そしてもう一つの決定は、ブラントが社会民主党の首相候補に指名されたことである。

外交・防衛政策の転換過程に関しては多くの研究蓄積があるが、ブラント首相候補誕生過程については研究が乏しかった。また、従来の研究ではこの二つの決定の間にあった関連について考察が不十分で（一般に別々の二つの決定と位置づけられていて）、選挙のための顔として相応しいと、実権のなかったブラントを実力者ヴェーナーが引き立てたという程度の説明で済まされていた。

そこで、ブラントが社会民主党内で台頭していくプロセスを戦後社会民主党への復帰前後から検討し（わが国の研究では特に、首相候補になる前のブラントに関する研究は空白に近い状況であったことに留意して）、1960 年のブラント首相候補誕生が外交・防衛政策の転換とどのようなつながりがあったのか、あるいはなかったのかを検証した。

外交・防衛政策の転換は一般にヴェーナーを中心とする社会民主党指導部主導で行われたと理解されている。しかし実際は、彼が推進した「ドイツ・プラン」の挫折を受けて、そこから脱出して攻勢に立つために、ブラントが以前から党内少数派として一貫して主張していた外交・防衛政策構想にヴェーナーが事実上屈服して歩み寄ったのが「転換」であったことを確認した。ブラントが首相候補として台頭する過程を精査すると、有力者に引き立てられることを待たない彼自身のイニシアティヴが強く、党内の異端であった彼の外交・防衛政策が党の政策となる過程でもあり、このような意味において外交・防衛政策の転換とブラント首相候補誕生は表裏一体の関係にあったことを明らかにした。

②1960 年代社会民主党史研究を進めて改めて感じたことであるが、時期的には 1966 年に成立した保革大連立政権樹立後に関して多くの研究が積み重ねられているが、1960 年代前半を対象にした研究は少ない。「ゴーデスベルク綱領制定から大連立政権成立までの時期は、ドイツ連邦議会が経験した最も退屈な時期であった」という評価がよくなされるが、このような評価と関連があるのか、大連立政権樹立前について研究が手薄であることには疑問を感じた。

この研究期間に 1960 年代前半の社会民主党研究を進めた際に特に留意したのは、1959 年のゴーデスベルク綱領制定と社会民主党の 1960 年代前半の変化との直接的連関の有無である。一般に「ゴーデスベルク綱領は社会民主党を政権の座に導いた」と語られ、筆者自身もこのような見解を共有していたのであるが、外交・防衛政策の転換に限らず、教育政策・経済政策や社会政策を検討しても、ゴーデスベルク綱領を直接の根拠として政策転換がなされたという論証は困難であった。ゴーデスベルク綱領と 1960 年代社会民主党の発展との関連は、従来のように単純に結びつけられてはいけないと考えるに至った。

また 1960 年代社会民主党に関しては、確かに大連立の時代以降のような劇的な展開には乏しいのであるが、大連立政権樹立を中長期的に展望しての「共同の政策」（Gemeinsamkeitspolitik）が継続的に追求されていたことは注目すべきと考えた。その際留意すべきは、与野党「共同の政策」追求とは 1960 年の外交・防衛政策の転換との関連に限定されるのではないということである（外交・防衛政策に限定してとらえる向きが、特に日本では一般的であったと思う）。

すなわち、社会民主党の指導者の間でもニュアンスの差は認められるが、ブラントなどはベルリン危機以来主張した与野党「共同の政策」を外交に限定せず、内政面でも強調していた。当然与党キリスト教民主同盟・社会同盟との差異化を求める党内世論は強くあったが、「共同の政策」を継続的に追求していたことが主体的で埋没しない大連立政権につながっていったとも思われ、「共同の政策」は 1960 年代前半の社会民主党史全般を分析する際のキー概念として有効であると考えた。

③1960 年代後半の社会民主党史で、この研究期間に特に注目して掘り下げたのは「1968 年運動」と社会民主党との関係であった。注目した理由は、「第二の建国期」という概念は 1960 年代全体を通じての変化を射程に収めて成立していると考えるが、「ドイツを変えた」という形容句がしばしば冠されている「1968 年運動」のインパクトが特に大きいと判断されたからである。そのような「1968 年運動」と 1969 年のブラント政権の成立は一般に正の相関関係において捉えられているが、そのような見方は修正されなければいけない。

「1968 年運動」が高揚していた時期の社会

民主党幹部会関係の諸議事録を読むと、ブラントも含めた社会民主党の指導者たちは、ごく一部の例外(たとえばホルスト・エームケ)を除き、「1968 年運動」に冷淡、というよりは極めて敵対的であった。議会外反対派(APO)の過激分子は、社会ファシズム論を掲げたかつてのコミンテルンと同じように「社会民主党をまず打倒せよ」と主張していると、憎悪をむき出しにした議論も散見される。「1968 年運動」に内在した暴力性を、社会民主党は直近の選挙における深刻な危機要因として排撃した。

　というのは、左翼過激派の暴力に対する嫌悪と不安から秩序安定を求めて一般市民は右傾化し、離反する人々が増えることを社会民主党は恐れていたのであって、決して一般に思われているように、「1968 年運動」と社会民主党の上昇は正の相関関係を持っていたのではなかった。つまり、社会民主党指導部は「1968 年運動」の最中にあっては、この運動と接点を持つことがないように、またその疑いを毫も持たれることがないように、細心の注意を払っていた。「一線を画する」どころではない敵対関係が、「1968 年運動」と社会民主党の間にはあったのである。「1968 年運動」は社会民主党に激しい混乱と動揺、それに対する過剰とも言える反発、そして社会民主党自身とその伝統的支持者の右傾化をもたらしていた。

　つまり、1969 年の社会民主党主導政権の成立は、「1968 年運動」の追い風によってではなく、「1968 年運動」にもかかわらず実現したと言うべきである。

５．主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計２件)
①　安野正明、ヴィリ・ブラント首相候補の誕生、ゲシヒテ、査読有、第 3 号、2010、3-18

②　安野正明、ドイツ連邦共和国「第二の建国期」と「1968 年運動」に関する若干の考察、欧米文化研究、査読有、第 15 号、2008、29-45

〔学会発表〕(計０件)

〔図書〕(計１件)
①　MasaakiYasuno, Die Verabschiedung des Godesberger Programms und der Beitrag von Erich Ollenhauer, (Forschungsinstitut der Friedrich-Ebert-Stiftung, Historisches Forschungszentrumの叢書であるReihe Gesprächskreis Geschichteの一冊として 2010 年中の刊行が決定している。約 12,000 字、A4 で 43 枚)

〔その他〕
①書評、安野正明、ハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラー著『自由と統一への長い道』Ⅰ、Ⅱ(昭和堂、2008 年)」『西洋史学』234 号、2009、82-84

６．研究組織
(1)研究代表者
　安野　正明(MASAAKI YASUNO)
　広島大学・大学院総合科学研究科・教授
　研究者番号：80202365

(2)研究分担者　なし

(3)連携研究者　なし